

保険契約者代理人による契約内容照会に関する規約

保険契約者または年金受取人（以下「契約者等」といいます。）が保険契約に保険契約者代理特約を付加した場合、保険契約者代理人に代理手続きを行っていただくために必要な範囲で、当社から保険契約者代理人に対して、情報開示・提供を行う場合があります。以下の重要事項をご確認ください。

□「保険契約者代理人による契約内容照会に関する規約」とは

当規約は、保険契約者代理人から当社にお問い合わせがなされた場合の契約内容等の情報開示・提供について定めます。

□保険契約者代理人への情報開示・提供の内容

保険契約者代理人から当社へ契約内容等のお問い合わせがなされた場合には、当社は、保険契約者代理人に対して、契約者等ご本人様からお問い合わせを受けた場合に開示・提供させていただく範囲と基本的に同じ範囲で契約内容等の情報を開示・提供いたします。ただし、契約者等の名義以外の住所や振込口座、被保険者の健康等の機微情報（センシティブ情報）、および募集代理店にかかる情報等については、情報開示・提供をお断りする場合があります。

□情報開示・提供の対象となる契約

保険契約者代理特約が付加されている契約が、情報開示・提供の対象となります。

- ・保険契約者代理人に対して情報開示・提供を行う範囲は、契約者等に対して情報開示・提供を行う範囲に限られます。
- ・契約者等ご本人様が当該契約の死亡保険金受取人または死亡一時金の受取人である場合であって、被保険者が死亡したときは、保険契約者代理人に対して、死亡保険金受取人または死亡一時金の受取人に対して開示・提供を行う情報も開示・提供します。
- ・契約者等ご本人様が当該契約の生存給付金受取人である場合、保険契約者代理人に対して、生存給付金受取人に対して開示・提供を行う情報も開示・提供します。
- ・契約者等ご本人様がお亡くなりになった後に、登録された保険契約者代理人から当社へ契約内容等のお問い合わせがなされた場合であっても、保険金等のお手続きに必要な契約情報（例えば、被保険者名・死亡保険金受取人名等）を開示・提供する場合があります。

□保険契約者代理人からの契約内容照会の受付

保険契約者代理人からの契約内容照会は、契約者等による保険契約者代理特約の付加のお手続き完了後から受付けます。

＜保険契約者代理人へのご説明のお願い＞

保険契約者代理特約の付加のお手続きをされた後、保険契約者代理人へお渡しいただけるよう、保険証券と一緒に保険契約者代理人向けの「お手続き完了のお知らせ」を送

付いたします。本書面を保険契約者代理人にお渡しいただき、当該特約の主旨について、改めて契約者等ご本人様からご説明していただきますようお願いいたします。

□その他

- ・保険契約者代理特約が付加されていない契約については、同一の契約者等の他の契約において保険契約者代理人に指定されている方からの照会であっても、当社は契約内容照会にお答えすることはできません。
- ・保険契約者代理特約の解約がされた場合や、契約者等ご本人の名義変更があった場合は、当社は、従前の保険契約者代理人からの契約内容照会にお答えすることはできません。
- ・当社からお送りする各種書類が契約者等ご本人様へ届かなかった場合、年金等の手続きが未了で当社から契約者等ご本人様に請求勧奨を行おうとしても連絡不能な場合など、当社が保険契約管理上または保険金等支払手続き上必要と判断したときには、当社より保険契約者代理人に対してご連絡をさせていただくことがあります。
- ・当社は、契約者等ご本人様の事前の承諾なしに、当規約の内容を変更または廃止することができるものとします。この場合、当社は、変更内容および変更日（廃止する場合は廃止日）等を、契約者等ご本人様に通知するか、又は当社のオフィシャルサイト等において告知します。